

鈴鹿市火災予防条例の一部改正(案)(違対象物に係る公表制度)の概要

～消防法令に関して重大な違反のある建築物をホームページ等で公表する制度を創設～

違対象物の公表に係る経緯

消防法では、消防法令違反が認められる建物について消防機関が改善命令を行った場合に、建物名称や違反の内容を広く市民に公示することが定められています。総務省消防庁では平成22年に「予防行政のあり方に関する検討会」において、消防機関が命令を行った時以外に違対象物を公表することについて審議され、ついで平成24年に広島県福山市で発生した火災を契機に「ホテル火災対策検討部会」により新たな公表制度等に関する報告書がまとめられました。

この中で違対象物の新たな公表制度の整備は、全国一律で法令によることとせず各市町村の条例に委ねられ、既に平成23年4月から同様の公表制度の運用が開始されている東京消防庁を始め、全国の政令指定都市において平成27年4月までに新たな公表制度の運用が開始されました。

平成27年3月消防予第133号において、管内人口20万人以上の消防本部においても当該公表制度を実施するよう消防庁から通知が出されました。

公表制度の目的

不特定多数の方が利用する建物に重大な消防法令違反がある場合、ひとたび火災が発生すれば、人命に多大な被害がでるおそれがあります。このような違対象物に対して消防機関が命令を行った場合、建物自体に命令内容の公示がされますが、公示に至るまでいくつかの手続きを踏まなければならないため、その間、建物の危険性に関する情報が建物利用者等に提供されない状況になります。

鈴鹿市としては、これらの現状を踏まえ消防庁からの助言に基づき、重大な消防法令違反が認められた建物について、その建物を利用しようとする方々に建物の危険性に関する情報を公開し、利用者等の選択・判断を通じて防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、建物関係者による防火安全体制の確立を図ることを目的としています。

改正概要

1 公表の対象となる防火対象物(建物)

消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物のうち、火災が発生した場合に避難等が困難であり、人命に多大な被害を出すおそれがある不特定多数の人が利用する飲食店、物品販売店や福祉施設等の防火対象物(消防法施行令別第1に掲げる(1)項から(4)項, (5)項イ, (6)項, (9)項イ, (16)項イ, (16の2)項, (16の3)項)を対象とします。※その他の建物でも、消防長が危険であると認める場合は対象とします。

2 公表の対象となる重大な消防法令違反

1の防火対象物で、消防法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上基準に従って設置しなければならない消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないと認められたもの、設置されているが機能に重大な支障があると認められたものを対象とします。

3 公表までの流れ

消防機関の立入検査により公表の対象となる重大な消防法令違反があると認められ、立入検査の結果を通知した日から14日経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同じ違反の内容がある場合に当該防火対象物の関係者に公表の通知をし、公表します。

4 公表事項及び公表方法

違反のある防火対象物の名称、所在地、違反の内容等を鈴鹿市消防本部ホームページへの掲載、消防本部における紙面での閲覧により、公表します。

違反対象物情報は各消防本部のホームページで公表されます。

